

総務委員会

日時：令和2年6月11日(木)10時

場所：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 執行機関挨拶

4 議案審査

(1) 議案第50号

「飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
【資料No.1】

(2) 議案第51号

「飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について」

(3) 議案第52号

「飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」

(4) 議案第60号

「飯田市記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について」

(5) 議案第67号

「飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

【資料No.2】

5 請願・陳情審査

(1) 請願第2号(新規)

【資料No.3】

要旨：「国に対し核兵器禁止条約への署名・調印と批准を求める意見書の提出を求める」

請願者住所 氏名：飯田市鼎西鼎 581 飯田下伊那地区労働組合連合会

議長 伊壺 一輝 氏

6 閉 会

公民館長報酬を改定することについて

1 報酬の改定について

公民館長は、まちづくり委員会の公民館委員会の長を担うとともに大所高所からの助言指導や学級・講座を通して地域の将来を担う人材や公民館委員・主事の育成を担っていただいております。

一方、昨今の情勢から社会教育への期待が高まっており、飯田コミュニティスクール導入・小中連携一貫教育・地域人教育（地域人材育成）などの教育委員会の施策に対する「社会教育機関の長」としての公民館長の役割が増加しています。

この役割の増加は、飯田市教育委員会の施策によるものであり、社会教育機関の長としての次の通り報酬改定を行います。

(1) 現行の報酬額

地区公民館長 月額 25,000 円

(2) 改定後の報酬額

地区公民館長 月額 40,000 円

2 関係する条例

飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例

3 施行期日

この条例は「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲において市長が定める日」から施行する。

4 公民館長の任命について

地区公民館長は、まちづくり委員会の組織としての公民館の責任者と教育委員会の組織としての社会教育機関である公民館長としての両方の側面を持っております。任命にあたっては、各地区地域協議会の推薦をいただき、教育委員会で任命を行っております。

5 参考

区分	改訂後		現行	
	月額	(年額)	月額	(年額)
地区公民館長	40,000 円	480,000 円	25,000 円	300,000 円
市公民館長	75,300 円	903,600 円	60,300 円	723,600 円

飯田市職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 令和 2 年 3 月 18 日付け人事院規則の一部改正
⇒ 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例が新たに規定された。
- (2) 令和 2 年 4 月 21 日付け総務省通知
⇒ 特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例は「全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見られる中、病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当しうる」旨が示された。
- (3) 飯田市においても人事院規則に準じて特殊勤務手当（感染症作業手当）の特例を規定する改正を行う。
⇒ 職員が、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事したときは、感染症作業手当を支給
※規定中に引用する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）が限時法であり、同令の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの期間とされていることから特例的なものとして位置付ける。

2 改正の内容

(1) 支給対象業務

【作業場所】	【作業内容】
<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下、感染者等）を収容する病院及び宿泊施設（以下、病院等）の内部・感染者等を収容する病院等への移動時の動線上及び車内・上記に準ずる場所	<ul style="list-style-type: none">・感染者等に接触して行う作業（診察・検体採取等）・感染者等に対面しての検査・感染者等の使用物の処理・感染者等移送等の同一空間での付添い 等

(2) 支給対象職員

主に市立病院に勤務する医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師などの職員

(3) 支給額

従事した 1 日につき 3,000 円 ※以下の作業は 1 日につき 4,000 円

- ・感染者等の身体に直接接触する作業
- ・感染者等に長時間にわたり接して行う作業

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 27 日から適用する。

※（参考）市立病院における特殊勤務手当（感染症作業手当）の特例の運用基準は裏面のとおり

市立病院における特殊勤務手当（感染症作業手当）の特例の運用基準

1 基本的な考え方

患者の状況	感染症作業手当
新型コロナウイルス感染症を疑う場合	手当支給
新型コロナウイルス感染症を疑わない場合	手当なし

2 支給基準

金額	作業場所	作業内容
4,000 円	発熱外来等 感染病棟 汚染（陽性患者入院）エリア 感染病棟 準汚染（疑い患者入院）エリア	診察 検体採取 採血 心肺蘇生 等 } ①
	地域外来・検査センター	検体採取
	検査室	LAMP法検査・培養
	患者移送	同一空間での付添い
3,000 円	発熱外来等 感染病棟 汚染（陽性患者入院）エリア 感染病棟 準汚染（疑い患者入院）エリア	①の業務の補助 患者の使用物の処理 等 ポータブルX線撮影
	地域外来・検査センター	検体採取の補助

※上記場所に関わらず、陽性疑い患者に N95 マスク、ガウン、ゴーグル等の個人防護具を全て装着して業務にあたる場合も対象とする。

2020年5月20日

飯田市議会

議長 湯澤 啓次 様



請願者 飯田下伊那地区労働組合連合会
議長 伊壺 一輝
飯田市鼎西鼎 581
電話 0265 (53) 1653

紹介議員

後藤 正一

核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める 意見書の提出に関する請願書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした「核兵器禁止条約」が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122ヶ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

同条約は50ヶ国が批准した時点から90日後に発効することになっています。2017年9月20日にニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名・調印と批准の手続きが始まってから2年余り、2020年3月現在、81カ国が署名・調印し、36ヶ国が批准をしています。条約発効に必要な条件(50カ国)まで残り14ヶ国となっています。

国連総会では、核兵器禁止条約への早期の署名・調印と批准を呼びかける決議が、国連加盟国の60%以上という圧倒的多数の賛成で採択されています。いまや国際政治の場面では、核兵器禁止条約支持は大きな流れとなり、揺るぎないものになっています。

こうした国際的な流れのなかで、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本も率先して、核兵器禁止条約に賛成すべきではないでしょうか。2020年3月現在、核兵器禁止条約への調印・批准を日本政府に求める意見書は、全国448の自治体議会で採択され、長野県でも県議会を含め44自治体議会在採択しています。

貴議会におかれましては、日本政府に対して、核兵器禁止条約に早急に署名・調印し、批准を求める意見書の採択・提出をしていただきますよう請願します。

日本政府に核兵器禁止条約の署名・調印、批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、国連会議で国連加盟国の約 3 分の 2 にあたる 122 ヶ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

また、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 81 カ国、批准国は 36 カ国となり、発効に必要な条件（50 カ国）まで残り 14 カ国となっています。

こうした国際的な流れのなかで、日本政府は核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、唯一の戦争被爆国として早急に核兵器禁止条約に署名・調印し、批准されることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

年 月 日

〇〇〇議会